

規制改革・民間開放推進会議
官業民営化等WG
2次ヒアリング

国立オリンピック記念青少年総合センター

国立青年の家

国立少年自然の家

国立女性教育会館

資 料

平成16年10月27日

文 部 科 学 省

独立行政法人国立青年の家の業務内容等

<p>業 務 内 容</p>	<p>① 青年の団体宿泊訓練に関する事項（主催事業）</p> <p>国立青年の家が主体的に企画・実施する主催事業であり、国の施策の動向など、喫緊の青年教育の課題について、先導的・モデル的なプログラムを開発、公立の施設へその成果の普及を図る。</p> <p>② 青年の団体宿泊訓練に関し、青年教育指導者の研修に関する事項（主催事業）</p> <p>青年教育指導者の研修事業であり、公立施設をはじめとする青少年教育施設職員をはじめ、学校教職員や青年団体指導者に対し、効果的な研修事業を広域的に実施する。</p> <p>③ 青年の団体宿泊訓練のための利用に供するとともに、青年の団体宿泊訓練についての指導及び助言に関する事項（受入れ事業）</p> <p>国立青年の家の利用団体を受入れ、利用団体が自ら企画・実施する団体宿泊訓練に対し、そのねらいが達成されるよう、様々な団体宿泊訓練プログラムや活動場所、共同生活の機会の提供、利用相談や情報提供などの教育支援を行うことで青年の健全な育成を図る。</p>
<p>国からの財政支出額 (16年度当初予算)</p>	<p>4, 7 5 4 百万円</p>
<p>職員数【除く役員】 (16年1月1日時点)</p>	<p>常勤職員 305人 非常勤職員 13人</p>

独立行政法人国立少年自然の家の業務内容等

<p>業 務 内 容</p>	<p>① 少年の団体宿泊訓練に関する事項（主催事業） 国立少年自然の家が主体的に企画・実施する主催事業であり、国の施策の動向など、喫緊の少年教育の課題について、先導的・モデル的なプログラムを開発、公立の施設へその成果の普及を図る。</p> <p>② 少年の団体宿泊訓練に関し、少年教育指導者の研修に関する事項（主催事業） 少年教育指導者の研修事業であり、公立施設をはじめとする青少年教育施設職員をはじめ、学校教職員や少年団体指導者に対し、効果的な研修事業を広域的に実施する。</p> <p>③ 少年の団体宿泊訓練のための利用に供するとともに、少年の団体宿泊訓練について指導及び助言に関する事項（受入れ事業） 学校、団体、グループなど利用団体が、自ら企画・実施する団体宿泊訓練に対して、そのねらいが達成されるよう、様々な団体宿泊訓練プログラムや活動場所、共同生活の機会の提供、利用相談や情報提供などの教育支援を行うことで、少年の健全な育成を担う教育施設としての少年教育の振興を図る。</p>
<p>国からの財政支出額 (16年度当初予算)</p>	<p>4, 6 4 4 百万円</p>
<p>職員数【除く役員】 (16年1月1日時点)</p>	<p>常勤職員 2 6 5 人 非常勤職員 9 1 人</p>

独立行政法人国立女性教育会館の業務内容等

<p>業 務 内 容</p>	<p>① 研修事業 全国の女性教育指導者等に対して研修を実施し、指導者としての資質・能力の向上を図り、女性関連施設や女性団体等における女性教育に関する事業活動を促進する。また、国際的規模での男女共同参画社会の形成に資するため、海外の女性関連政府機関及びNGOの指導者に対する研修の充実を図る。</p> <p>② 調査研究事業 男女共同参画社会の形成の促進に資するため、女性教育や家庭教育に関する専門的な調査研究を実施し、その成果を踏まえ課題解決に有効な学習プログラムや教材の開発等に関する調査研究を充実する。</p> <p>③ 情報事業 男女共同参画社会の形成及び女性の多様な学習に必要な女性、家族、家庭に関する国内外の情報を収集し提供を推進するため、女性教育情報センター機能の充実を図る。</p> <p>④ 交流事業 女性団体や研究者等のネットワーク形成及び交流の拠点として、国内外の女性教育関係者が幅広く参加し、相互に学習成果の発表や情報交換などの交流機会の充実を図り、女性団体等における女性教育に関する活動の促進を図る。</p> <p>⑤ 受入事業 女性教育に関する自主的な学習・研修を目的とする女性教育関係者に対して、研修の機会を提供するとともに、研修や施設利用に関する指導・助言等を行う。</p>
<p>国からの財政支出額 (16年度当初予算)</p>	<p>743 百万円</p>
<p>職員数(除く役員) (16年1月1日時点)</p>	<p>常勤職員 27人 非常勤職員 12人</p>

○ 施設系4法人について、異なる対象に異なった事業を行うからといって、施設をそれぞれ別の法人で保有する必要はなく、法人を統合して色々な施設を共同で利用できれば、ネットワークに広がり（小学生、中学生、高校生、女性等）ができるのではないかといった意見もある。これを踏まえ、各法人の施設を法人間で共用するなど、もう少し踏み込んだ検討が必要と考えるが、ご見解を伺いたい。

- 1 「男女共同参画社会の形成」と「青少年の健全育成」は、どちらも我が国の21世紀の重要課題であり、関係法令や推進大綱、基本計画の制定及び推進本部の設置など、政府全体での取組体制を整備している。
- 2 これらの重要課題解決を図るため、国立女性教育会館は、女性教育の振興を通じて、男女共同参画社会の形成を促進することを目的に、青少年教育関係法人は、青少年教育の振興と健全な青少年の育成を図ることを目的にそれぞれ独自の業務を行ってきている。
また、地方自治体の関係施設や民間の関係団体等も全く別個のものであり、相互の連携事業も行われていない。
- 3 法人の統合については、独立行政法人に関する有識者会議等での指摘を受け、現在、検討を行っているところであり、施設の共用化についても、あわせて検討していきたいと考えている。
- 4 なお、国立女性教育会館と青少年教育3法人（国立オリンピック記念青少年総合センター、国立少年自然の家、国立青年の家）の統合については、
 - ①施設の改修や研修環境の整備等に大幅な予算措置が必要
 - ②法人の目的・業務内容等が異なり、また施設が遠隔に点在していることから、事務の集中化・一元化に限界があり削減効果が限定的等統合によるメリットを得ることが難しい一方で、様々なデメリットが生じることが考えられることから、国立女性教育会館と青少年教育3法人を統合することは困難である。

青少年関係3法人と国立女性教育会館が統合した場合の事業面・運営面のメリット・デメリット

統合により考えられるメリット	メリットを得るために必要な措置
<p>○女性教育の振興に関する事業の全国展開が可能</p> <p>○女性教育団体、青少年教育団体が施設を共有することにより、施設の有効利用、利用率の向上が可能</p>	<p>○女性教育及び青少年教育の機能を各施設に整備 (必要な措置)</p> <p>【国立女性教育会館】専門的職員の配置 ①青少年教育に関する図書等資料や施設設備等の整備等 ②青少年教育に関する図書等資料や女性情報センターの整備等</p> <p>【国立女子大学】 ①青少年総合センター ②青少年センター</p> <p>【国立女子大学】 ①青少年センターの育成 ②青少年センターの整備 ③青少年センターの整備 ④青少年センターの整備 ⑤青少年センターの整備 ⑥青少年センターの整備 ⑦青少年センターの整備 ⑧青少年センターの整備 ⑨青少年センターの整備 ⑩青少年センターの整備 ⑪青少年センターの整備 ⑫青少年センターの整備 ⑬青少年センターの整備 ⑭青少年センターの整備 ⑮青少年センターの整備 ⑯青少年センターの整備 ⑰青少年センターの整備 ⑱青少年センターの整備 ⑲青少年センターの整備 ⑳青少年センターの整備 ㉑青少年センターの整備 ㉒青少年センターの整備 ㉓青少年センターの整備 ㉔青少年センターの整備 ㉕青少年センターの整備 ㉖青少年センターの整備 ㉗青少年センターの整備 ㉘青少年センターの整備 ㉙青少年センターの整備 ㉚青少年センターの整備 ㉛青少年センターの整備 ㉜青少年センターの整備 ㉝青少年センターの整備 ㉞青少年センターの整備 ㉟青少年センターの整備 ㊱青少年センターの整備 ㊲青少年センターの整備 ㊳青少年センターの整備 ㊴青少年センターの整備 ㊵青少年センターの整備 ㊶青少年センターの整備 ㊷青少年センターの整備 ㊸青少年センターの整備 ㊹青少年センターの整備 ㊺青少年センターの整備 ㊻青少年センターの整備 ㊼青少年センターの整備 ㊽青少年センターの整備 ㊾青少年センターの整備 ㊿青少年センターの整備</p> <p>○仮に、国立女性教育会館の施設・機能を中核となる国立オンラインセンターに集約する場合は、 (必要な措置) ①建物増築(研修室、事務室、女性情報センター等) ②現国立女性教育会館の土地を埼玉県に返還、施設の処分</p>
<p>○事務の集中化・一元化による合理化や予算の重点的・弾力的な執行が可能</p> <p>①女性教育会館の役員を「2人」から「1人」に削減</p> <p>②事務の集中化・一元化により予算、評価等担当職員は削減</p>	<p>大幅な予算措置等が必要</p> <p>○現法人の目的・対象が異なること、各施設の設置状況等を勘案し、運営に支障がないように次の点に配慮</p> <p>①会館運営に係る事務の要となる「事務局長」を別途配置</p> <p>②事務の一元化・集中化により、統合法人本部に移行できる業務量は限定的</p> <p>削減効果は限定的</p>

統合によるデメリット

○女性教育のナショナルセンターとしての求心力が失墜し、男女共同参画社会の実現に影響



- 政府の男女共同参画・女性教育推進の姿勢が後退したと受け取られ、各地域の女性団体等の士気に悪影響
- 男女共同参画社会の実現に向けた我が国の取り組みに対する国際的な評価が低下
- 会館の機能（研修（宿泊を含む）、調査研究、情報、交流）が分散されれば、ナショナルセンターの役割が果たせない

○法人の使命・目的が異なり、組織・運営のマネジメント等が困難



- 青少年教育と女性教育の施策の重要性、緊急性について、優劣づけられることが困難
- 全国の女性関連施設、女性団体とのネットワークや女性の地位向上を目指す国際的な運動と連動して形成された女性教育独自の理念と目的を自主的に推進することができない
- 評価事務量の増加、評価業務の複雑化
- 評価委員会が同一の評価基準で法人全体を評価できない

○業務の種類が多様化しており、業務の統合・円滑化が困難



- 全組織の意思決定、予算配分・決算に時間がかかるとなる
- 会計・人事等のコンピュータシステム等が法人毎に異なる
- 利用規則等が各法人毎に別で統一することが難しい



21世紀の最重要課題である「男女共同参画社会の実現」、「青少年の健全育成」を推進するためには、それぞれ課題を担当する法人が独自性を持って専門的に対処することが最善の方策。国立女性教育会館については、現在の組織体制を維持することが望ましい。

〔独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立青年の家〕

上記3施設が行う事業について、地方公共団体の類似施設では実施できず、独立行政法人で行わなければならないという必要性が見当たらないが、貴省の考えを示されたい。

【国立オリンピック記念青少年総合センターについて】

国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、警察や福祉関係機関など青少年の健全育成に関わる国の他の機関の知見も得つつ、我が国の青少年教育行政全体の動向を踏まえて、①青少年教育に係る全国的な研究協議会の実施、②青少年の国際交流活動の実施、③青少年団体や青少年教育関係機関等の間の連携・協力、④「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成、等、行政的な観点から、国の青少年教育に関する施策を総合的に推進しているものであり、このような業務を行う類似の施設は地方公共団体にはない。

【国立少年自然の家・国立青年の家について】

1. 青少年の健全育成は我が国の21世紀の重要課題であるが、特に、青少年の社会的自立の遅れと社会的不適応が社会問題となっており、青少年に対しこれらの課題に対応する体験活動の機会を意図的・計画的に提供することが重要となっている。国立少年自然の家及び国立青年の家においては、このような国として迅速に対応しなければならない政策課題について、先導的・モデル的な教育プログラムの開発・普及等を行っているものである。仮に、このような教育プログラムの開発・普及等のすべてを公立施設へ委託した場合には、喫緊の政策課題に対する対応が遅れ、不十分なものとなる可能性がある。
2. また、国立少年自然の家及び国立青年の家は、各ブロック内の青少年教育の中核的機関として、開発した教育プログラムを域内に普及する役割を担うとともに、公立青少年教育施設職員の資質・能力を高める研修等を実施している。このような各地域における公立青少年教育施設の活動の質的向上を図る活動は、国が責任を持って行うべきものである。

3. さらに、質の高い教育プログラムを開発するためには、①国の政策課題に十分に対応したものとなっているか、②教育のねらいが明確になっているか、③教育のねらいを最大限に効果的に達成するための内容・方法の選択が適切かどうか、④どのような機関と連携・協力するか、など、専門的観点から慎重な検討を加えつつ、企画立案、教育の実施、教育の成果の検証などを行う必要がある。国立少年自然の家・国立青年の家においては、専門のスタッフがその専門的知見を発揮してこれらの企画立案等を行っているが、公立青少年教育施設の職員数は少ないため、国が開発した教育プログラムを参考として教育を実施しているのが現状であり、先導的・モデル的な教育プログラムの開発は困難である。

例えば、国立青年の家においては、障害者との交流や世代間の交流を図るとともに福祉ボランティアの資質の向上を図る新たな事業として、障害児・健全児の親子、痴呆性高齢者、青年ボランティアの統合キャンプ（「ユニバーサルキャンプ」）を行った。これは、通常の運営スタッフだけでなく、介護スタッフや参加者とほぼ同数の青年ボランティアを募り、事前の研修を行うとともに、（社）日本キャンプ協会や福祉専門学校や生活支援センター等多方面にわたる協力体制を構築して実施した過去に例のない事業である。このような事業は、専門的知見のある指導者や関係機関との豊富なネットワークを有する国立青少年教育施設が先導的に実施することによって、公立青少年教育施設においてもその実績を参考として実施できる事業である。

4. また、開発した教育プログラムを全国的に普及するためにも、全国的なネットワークを有する独立行政法人が開発し普及することが効果的である。

貴省は研修プログラムの開発は、国で行うことが必要と主張されているが、プログラムの開発についても、民間委託することが可能と考えるが、これをアウトソーシングした場合に何か問題があるのか貴省の考えを示されたい。

1. 国立青少年教育施設においては、青少年教育に係る専門的知見を有する職員を配置し、青少年に係る国の喫緊の課題に対応した、先導的・モデル的な教育プログラムの開発・普及などを行っている。このような教育プログラム開発は、国の政策課題や受入れ事業等を通じて得られた地域の青少年の状況を踏まえ、山や海といった自然環境、地域の人材や産業、関係機関・施設・団体等の施設の立地条件と、体験活動のねらいに適した施設・設備とに即しつつ、専門性の高い職員がこれまでの実践的な経験を踏まえて行っている。
2. 民間においては、国立青少年教育施設のような施設・設備・職員を有し、国立青少年教育施設が行っているような教育プログラム開発の経験を積んでいる民間団体はない。また、仮に民間団体に教育プログラムの開発を委託したとしても、教育プログラム開発の経験が少ないこと、地域の青少年の状況に直接接している訳ではないこと、関係機関等の協力を得にくいことなどから、教育プログラムの開発の水準が低下することは避けられないものと考えられる。
3. さらに、国立青少年教育施設が行っている教育プログラムの開発・普及は、受入れ事業（学校や青少年団体等を受け入れ、これらの団体等が行う活動が効果的かつ充実したものとなるよう、必要な助言や指導を行う事業）と一体となって行われるものである。具体的には、
 - ① 受入れ事業を通じて幅広い青少年に直に接することにより、現在の青少年の課題が発見され、それが教育プログラム開発のテーマとなるなど、実際の指導を通じて得られた知見を教育プログラムの企画・立案に密接に反映させることが可能となる。
 - ② 開発した教育プログラムは、受入れ事業を通じて幅広い利用者に提供され、その内容の一層の改善や普及が図られる。
 - ③ 職員の技能は、各施設が実施している受入れ事業に同職員が継続的に参画するなど、青少年への指導等の実践を積み重ねる中で、高めることができるものである。したがって、教育プログラムの効果的な開発・普及は、幅広い受入れ事業と一体となって実施する必要があるが、これら両者を一体として継続的に実施している民間団体はない。

4. さらに、教育プログラム開発の民間委託については、

- ① 教育プログラム開発は、民間委託になじむような定型的な業務ではないこと、
- ② 青少年教育に係る国の喫緊の課題に迅速に対応するためにも、このような教育プログラム開発は国が責任を持って行う必要があること、
- ③ 効果的な教育プログラムを開発するためには、地方公共団体や青少年教育関係機関等との緊密な協力が必要であるが、民間委託した場合には、これらの緊密な協力を得にくいこと、
- ④ 国立青少年教育施設と都道府県との間では定期的に職員の人事交流が行われ、都道府県職員の専門性の向上と国立青少年教育施設の成果の都道府県への普及等が行われているが、民間委託した場合には、このような効果的な普及が困難になること、
からも、適当ではない。

追加質問の回答による「野外教育における民間のプログラムの実態調査報告書（抜粋）」（平成13年3月文部省委嘱調査 野外養育プログラム研究会）による民間の作成する研修プログラムの内容と各施設の研修プログラムとは、どのような違いがあるのか、貴省の考えを示されたい。

1. 「野外教育における民間のプログラムの実態調査報告書」（平成13年3月文部省委嘱調査 野外教育プログラム研究会）によれば、民間で行われているプログラムの多くは、ハイキング等の自然観察活動、キャンプやカヌー等アウトドア活動、うどん・そば作り等工芸活動がほとんどである。一方、国立の青少年教育施設で行われる研修プログラムは、不登校等の少年を対象とした事業やボランティアに係る事業等、国として推進すべき施策を直接反映したものとなっている。
2. また、民間のプログラムが体験活動そのものに終始するものが多いことが指摘される一方、国立の青少年教育施設のプログラムは、導入→展開→振り返り、といった一連の流れの中で教育的効果が高まるよう組まれており、また、当該事業を公立の施設等へ普及させるという観点からのプログラムの事後検証や事業展開後の参加者の追跡意識調査なども行われている。

貴省の作成する研修プログラムを民間の施設を利用して行うことも可能と考えるが、貴省の考え方を示されたい。

1. 教育プログラムの実施は、山や海といった自然環境、地域の人材や産業、関係機関・施設・団体等の施設の立地条件と体験活動のねらいに適した施設・設備などに即して行われるものであり、教育プログラムを実施する施設の有様と切り離して考えることができないものである。
2. 国立青少年教育施設のように、十分な宿泊規模を有し、自然体験活動や交流体験活動等の実施に適した立地や施設・設備を有する研修宿泊施設は、民間にはなく、民間施設を利用して、国立青少年教育施設で行われているような水準の教育プログラムを実施することは困難と考えられる。
3. また、教育プログラムの開発と受入れ事業の実施とは、いわば車の両輪であり、両者が一体的に行われることにより、効果的な教育プログラムの開発と受入れ事業への適切な指導・助言がなされるものであり、両者とも国として安定的に実施する必要のある業務である。仮に、民間施設を利用することとした場合、施設の利用が民間の経営判断に左右されて安定的にこれらの事業の実施を行うことができなくなるなどの恐れがある。

施設を国で所有し、独立行政法人自身が管理・運営する必要があるのか。こうした管理・運営事務を全て民間に委託することや、民間に施設を売却・処分等することが可能と考えるが、貴省の考えを示されたい。

1. 青少年に社会の構成員としての規範意識や、他人を思いやる心など豊かな人間性を育んでいくことは国の重要な課題であり、そのためには、社会体験活動、交流体験活動、自然体験活動など様々な体験活動を積み重ねていくことができる環境を整備することが求められている。
2. 国立青少年教育施設は、青少年に対するこれらの体験活動の機会の提供と、国の喫緊の課題に対応した先導的・モデル的な教育プログラムの開発を一体的に行い、青少年教育を推進している。この両業務は国として安定的に実施する必要のある業務であり、そのためには、独立行政法人自身が施設を保有し、管理・運営する必要がある。
3. また、国立青少年教育施設においては、
 - ① 青少年教育指導者や青少年団体等からの体験活動実施に係る様々な相談に応じるとともに、
 - ② 宿泊する青少年に対しては、広場での朝・夕のつどいや、宿泊室の床上げ、清掃等を実施させ、青少年にきまりの遵守や集団生活を学ばせるなど、生活全般にわたる指導を行い、
 - ③ 団体の受入れに当たっては、引率指導者に対する事前指導を原則として行うなど、きめ細かい指導等を行っている。施設の管理・運営を全て民間に委託した場合には、このようなきめ細かい指導等を効果的に実施することは困難である。
4. なお、国立青少年教育施設においては、事務・事業の効率化を図る観点から、施設の警備・清掃等定型的な業務については民間委託を推進してきたところであり、今後とも、管理・運營業務のうち民間委託が可能なものについては民間委託を実施するとともに、業務毎に分割委託しているものについては包括委託とするなど、業務の一層の効率化に努めることとしているところである。

【参考】以下のような業務について、民間委託を行っている。

(1) 国立オリンピック記念青少年総合センター

- ①清掃業務
- ②警備業務
- ③研修受付業務
- ④スポーツ棟プール管理業務
- ⑤排水再利用処理施設運転管理業務
- ⑥ボイラー等運転管理業務
- ⑦電話交換業務
- ⑧自動車運転業務 等

(2) 国立少年自然の家

- ①清掃業務
- ②警備業務
- ③電気工作物保安管理業務
- ④汚水処理施設技術管理業務
- ⑤消防設備点検業務
- ⑥ボイラー等運転管理業務
- ⑦電話交換業務 等

(3) 国立青年の家

- ①清掃業務
- ②警備業務
- ③電気工作物保安管理業務
- ④汚水処理施設技術管理業務
- ⑤消防設備点検業務
- ⑥ボイラー等運転管理業務
- ⑦電話交換業務 等

各独立行政法人の業務を包括的委託もしくは業務の一部をアウトソーシングする形で民間開放をする場合、現行法令上問題はあるか？ある場合には、網羅的かつ具体的に、根拠を含め御説明いただきたい。

1. 研修業務全体といった大規模な業務を民間に移管する場合には、各独立行政法人の個別法の法改正が必要である。
2. また、法改正の要否に関わらず、国立青少年教育施設において行っている、青少年教育のナショナルセンターとしての業務や先導的・モデル的な教育プログラムの開発・普及等の業務は、定型的な業務ではなく、内容的にも民間委託に馴染むものではなく、また、国の喫緊の政策課題に迅速に対応するとともに、地方公共団体や青少年関係団体との緊密な協力・信頼関係を維持しつつ適切に実施することが必要であることから、民間委託は困難である。
3. なお、国立青少年教育施設においては、事務・事業の効率化を図る観点から、施設の警備・清掃等の定型的な業務については民間委託を推進してきたところであり、今後とも、管理・運營業務のうち民間委託が可能なものについては民間委託を実施するとともに、業務毎に分割委託しているものについては包括委託とするなど、業務の一層の効率化に努めることとしている。

[国立女性教育会館]

1 民間事業者においても、女性教育関係の専門の大学教授や、民間の全国的な女性教育団体におられる専門家等を活用し十分対応できるものと思われるとともに、国の重要施策を担保するためには、契約条件、監督・チェック機能の強化等により、対応可能と考えられることから、主催事業、受入事業、情報収集事業調査研究事業の4事業をパッケージで、民間開放すべきではないかと考えられるが、ご見解を伺いたい。

また、このような民間開放することをする場合、現行法令上問題はあるのか？ある場合には、網羅的かつ具体的に、根拠を含め御説明いただきたい。

【主催事業、受入事業、情報収集事業、調査研究事業の4事業をパッケージで、民間開放すべきではないか】

1 国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、女性教育指導者に対する研修、女性教育に関する調査研究、女性情報の収集・整理・提供、女性教育に関する国際交流・協力、女性関連施設・機関及び女性団体等のネットワーク形成・交流などの役割を果たしている。

2 この国立女性教育会館の事業は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第13条に基づき策定された「男女共同参画基本計画」（平成12年12月）に明確に位置づけられているものであり、国の政策に基づき、国の責任でもって確実に実施されることが求められるものであることから、民間事業者に実施を委ねることはなじまない業務である。

3 また、これらの業務を実施するためには、女性教育に関する図書・情報や研修・宿泊施設などの施設・設備と女性教育に関する専門性の高い職員が必要である。

実際、国立女性教育会館の職員は、女性学、社会学等に関する知識に加え、

- ① 国の男女共同参画政策や女性の地位の向上のための国際的動向等を熟知し、これに沿った女性教育の各種事業を推進する能力
- ② 女性教育に関し、目的・対象者の特性等を踏まえ、研修のプログラム（内容・方法）を企画し、必要な人・モノ・情報をコーディネートし、効果的に事業を実施する能力

を有しているところである。

このような施設・設備・職員を有している民間事業者は存在しない。

4 また、ナショナルセンターとしての事業を効果的に実施するためには、国内外の関係機関との相互信頼関係とネットワークが必要である。国立女性教育会館は設立時から現在に至る取組みの実績により、内外の女性団体・研究者から厚い信頼を得ているところであり、他の民間事業者が同様の信頼を得、密接な連携を維持していくことは困難である。

なお、全国の女性教育関係の大学関係者や女性関係団体（95団体）から、文部科学大臣に対し会館の統合、民営化反対の要望書が提出されているとおり、女性教育を振興する上で、会館は極めて重要な機関である。

【民間開放することとする場合、現行法令上の問題があるか】

- 1 「独立行政法人国立女性教育会館法」第10条において、国立女性教育会館が行う業務と定められており、民間事業者に開放する場合には法律改正が必要である。

(業務の範囲)

第10条 会館は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること
- 2 前項の施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと
- 3 第1号の施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること
- 4 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと
- 5 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと
- 6 女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること
- 7 前各号の業務に附帯する業務を行うこと

2 現在の宿泊施設の利用率が一般の宿泊も入れて31.8%と低すぎるため、当該施設を独自に所有する必要性に疑問であるが、当該施設を売却し、上記の民間開放他の民間施設等の利用で行うべきと考えるが、ご見解を伺いたい。

また、このような当該施設を売却する場合、現行法令上問題はあるのか？ある場合には、網羅的かつ具体的に、根拠を含め御説明いただきたい。

【当該施設を売却し、上記の民間開放他の民間施設等の利用で行うべき】

1 国立女性教育会館は、単なる宿泊研修施設ではなく、女性教育のナショナルセンターとして、女性教育に関する専門的知見を有する職員を配置し、①女性教育指導者等の実践的な研修機関、②女性教育に関する専門的・実践的な調査研究機関、③女性及び家庭・家族に関する国内外の情報センター、④女性関係機関・団体等のネットワーク形成及び交流の拠点としての役割を担っている。

2 特に、質の高い研修を行うためには、優れたプログラムと人材（講師、ファシリテーター）や資料（情報資源（情報センター））及び一定期間研修するにふさわしい研修施設や宿泊施設等の環境が揃っていることが必須である。

また、男女共同参画社会実現のためには、これらの業務が安定的、かつ継続的に推進される必要があり、仮に、当該施設を民間へ売却した場合は、民間の経営判断に委ねられ、安定的に利用できないなど本来業務に支障を来す恐れがある。

3 また、現在の施設以外の民間施設の利用については、会館の近隣には、安価で宿泊可能な民間施設がなく、会館最寄りの民間施設では、宿泊料金は1泊1万円を越えていることから、会館を利用する者に多大な負担を強いることとなる。安価な民間の宿泊施設を利用しようとした場合は、会館までの所用時間が1時間程度かかるため、研修等を効率的・効果的に実施することができなくなる。

4 なお、事務・事業の効率化を図る観点から、従来より警備・清掃等定型的な業務については民間委託を推進している。特に、独立行政法人化以降は、利用受付、宿泊棟や研修棟の維持・管理についても法人としての判断や女性教育に関する専門的知識を要する業務を除き、民間委託の拡充を図ってきたところである。今後は、利用受入等業務のうち施設使用料金の収納業務や電算システムの保守業務について、民間委託を進めるなど、更に民間委託の拡大に努めることとしている。

5 国立女性教育会館は、独立行政法人化以降、利用率拡大を図るため、大学生等若者層や企業関係者等の利用拡大に努めてきた。この結果、大学等の利用が増加してきており、法人化前3カ年の平均が年間約17,000人であったのに対し、平成15年度には約28,000人と1.6倍に増加させることができた。

会館では、法人化以降のこのような運営面での努力の成果を踏まえ、まず、次期中期目標期間では、利用率50%の達成を目標としたところである。

現在、この目標を達成するため、外部の専門家（旅行業者、ホテル経営者）を含めた検討プロジェクトを設置し、具体的な方策について検討を加えているところである。

【当該施設を売却する場合、現行法令上問題】

- 1 独立行政法人国立女性教育会館法第10条第1項に、国立女性教育会館の業務のひとつとして「女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること」が明記されており、民間事業者に売却する場合には法律改正が必要である。
- 2 なお、国立女性教育会館の敷地は、埼玉県からの借地であり、会館が民間業者に自由に売却することはできない。

3 海外からの施設利用者はどれくらいあるのか。また、海外との連携、交流事業は行われているのか。

1 海外からの会館利用者は、平成15年度は67ヶ国から延べ4,596人が利用している。開館以来、162ヶ国から延べ約57,000人が会館を利用しており、東・東南アジア、北米、ヨーロッパ等世界各国の女性教育の指導者が利用している。

※最近の利用状況

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
来館国数	49	58	49	50	61	67
延べ人数	1,947	2,966	3,460	1,011	3,184	4,596

2 また、海外との連携、交流事業としては、女性行政担当者や情報担当者等を対象とした研修事業や国際比較調査等の成果報告及び各国の女性行政の進捗状況等について情報交換する国際交流事業等を実施している。このほか、各国の関係機関等からは適宜研修生の受入等を行っている。

※主催事業における国際関係の事業

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業数*	17事業	19事業	19事業	20事業	18事業	19事業
(国際関係:内数)	(4事業)	(4事業)	(4事業)	(5事業)	(5事業)	(5事業)

*事業数は情報事業を除く(研修、交流、調査研究)

4 地方の男女共同参画事業との連携、交流がどのように行われているのか。

- 1 国立女性教育会館は、女性教育のナショナルセンターとして、国の動向や時代のニーズに対応しかつ地方や民間では行われていない先駆的・モデル的な男女共同参画を推進するための研修事業等を開発・実施し、その成果を地方の女性関連施設等に普及する役割を担っている。
- 2 このため、国立女性教育会館は、地方の女性教育指導者を対象とした研修事業を実施し、地方の女性教育指導者は、研修の成果を踏まえ地域の実情に応じた各種事業を企画・実施する。
事業を企画する際の課題や疑問については、適宜会館職員と相談しその指導・助言を踏まえ、内容の充実を図っている。また、必要に応じ会館職員が地方の関係事業の講師として、講義や実習等を行っている。
- 3 また、国立女性教育会館は、国内外の関係機関・施設、団体の指導者等及び研究者の活動や研究の成果について情報交換し、広く普及を図ることを目的として交流事業を実施しており、毎年約2,000名の女性団体や研究者等が参加し、最新の活動成果等に関する情報交換やワークショップ等を行っている。
さらに、地方公共団体では、会館での交流事業の成果の普及、及び地方公共団体内の女性関係団体等の交流等を目的に、関係の事業を実施している。
- 4 各地域における男女共同参画の推進を担う地方の女性関連施設や女性団体の指導者等は会館の事業に参加することにより、近県・遠隔地の格差を超え、全国の女性教育関係者等とネットワーク形成を図れるだけでなく、会館の調査研究や、研修プログラム・教材等を活用して事業を企画・実施するなど、会館が行う研修・交流・調査研究・情報の各事業は、全国各地で活動する女性団体等の男女共同参画社会形成に向けた活動（男女共同参画事業）の拠り所となるものである。